

**昭和五十六年運輸省令第二十三号**

放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令  
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）を実施するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。  
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

(表)

		番号
		放射性同位元素等の規制に関する法律 第43条の2第1項の規定により立入検査 を行う職員の身分証明書
六センチメートル	官職 氏名	年月日 生 年月日 発行 年月日 限り有効
六センチメートル	写 真	国土交通大臣 <input type="checkbox"/>

